



6 まちづくり推進隊とは、まちづくり活動をしたい人が自主的に集まり、町を単位とする会員制の組織です。町民であれば誰でも会員になることができ、市から交付金を受けて、まちづくり活動を行うことができます。

4月以降、色々な機会を利用して説明会や打ち合わせを行っています。参加した皆さんから「市民主体のまちづくりとは、どんな活動なのか」「今でも自治会活動や公民館活動で忙しいのに、これ以上何をしなければならないのか」など、さまざまなご意見、ご質問をいただいております。

それぞれの会合では、より詳しく具体例も交えてお答えしていますが、まだまだ、十分な説明ができていません。

そこで、まちづくり推進隊の趣旨や目指すべき方向について考える講演会とパネルディスカッションを開催します。

講師に市民フォーラム21・NPOセンター事務局局長で、内閣府「新しい公共」推進会議構成員の藤岡喜美子先生を招いて、全国の先進事例を紹介いただくとともに、市のまちづくり活動についてアドバイスをいただきます。

また、兵庫県朝来市で先進的な市民活動に取り組んでいる市民組織「与布土地域自治協議会」から会長を招いて、すでに実施している具体的な活動事例を交えたパネルディスカッションも開催します。

講演会&パネルディスカッション

日時 10月27日(土) 午後1時30分～午後4時

場所 高瀬町農村環境改善センター

内容

《講演会》

時間 午後1時35分～2時45分

講師 藤岡喜美子先生 (市民フォーラム21・NPOセンター事務局局長) 内閣府「新しい公共」推進会議構成員

演題 「新しい公共と市民活動(仮称)」

《パネルディスカッション》

時間 午後3時～4時

コーディネーター 藤岡喜美子先生

パネラー 市長、与布土地域自治協議会長(兵庫県朝来市) ほか

テーマ 「先進事例から学ぶ市民によるまちづくり活動(仮称)」

申し込み方法 申し込みは不要です。当日、会場へお越しください。

講演会には、何度かマスメディアに取り上げられ、優れた評価を得ている有名な市民組織です。これから動き始める三豊市にとっても参考になることではないでしょうか。

ボランティア活動に興味がある人、まちづくり活動に参加したい人など、ぜひ、講演会にご参加ください。

▼問い合わせ
地域内分権推進課
73・3012

「トンネルコンポスト方式」 実証実験施設の見学会開催

ごみはすべて資源 新しいごみ処理方式

市の新しいごみ処理業務の委託候補者である株式会社エコマスターの実証実験施設を、8月4日と28日、市民団体の代表者などが訪れ、国内初となるごみ処理方式「トンネルコンポスト方式」の見学会を行いました。

4日は地域の最前線で環境衛生活動を行っている市地区衛生組織連合会の役員、28日はこれからの地球環境を担うみとよヤング・エコ・サミットの生徒たち、あわせて46人が参加しました。

今回の実証実験は、市民の皆さんが出したごみを実際に使用してごみ処理実験を行っており、参加者は発酵や乾燥を終えてトンネル内から取り出されたばかりの固形燃料や肥料の原料を手にして、臭いや乾燥度合いを確認していました。

「トンネルコンポスト方式」について、市民の皆さんのご理解を得られるよう、今後説明を行います。



臭いがない工場内で説明を受ける市地区衛生組織連合会の役員



家庭から出されたゴミには混ざってはいけぬものも入っていました

参加した人の声と感想文

- 全国初の試みと聞いています。期待するものです。(60代男性)
- 今まで無関心だったが、この説明会に参加できてよかった。(60代女性)
- 工場内にごみ特有の臭いが無いのに驚いた。(70代男性)
- 生ごみを臭いも汚水も出さずに燃料や肥料にする技術には感心した。(70代男性)

私がエコマスターの人の話を聞いて一番心に残ったことは、普通のごみ処理は地球温暖化ガスや灰などが出てかんきょう問題になるけど、三豊市のごみ処理は燃やさないということです。最初は意味が分からなかったけど、トンネルコンポストの実験を見て、その意味が分かりました。

バクテリアの働きによって生ごみが分解され、においをバイオフィルターでおさえておき、おどろきました。しかし、混ぜてはいけない物もたくさん入っていたので私も家ではちゃんと分別しようと思いました。

この見学を通して色々なことを知れました。とてもきちょうな体験ができてすごくうれしく思いました。

(本山小学校 6年 竹内理結)

市営住宅の入居者募集

次の市営住宅の入居者を募集します。

団地名(所在)	棟号室	間取り(構造)	建設年度	使用料	入居する人の所得に応じて決定します
神原団地 (高瀬町下勝間)	B-303	3DK (中層耐火3階建)	平成3年	17,100円～33,700円	
	C-103		平成4年	17,400円～34,100円	
	D-203		平成5年	18,300円～35,900円	
勝間団地 (高瀬町下勝間)	73	3K (簡易耐火2階建)	昭和54年	11,800円～23,300円	
	77				
西野団地 (詫間町詫間)	A-301	3DK (中層耐火3階建)	平成7年	19,300円～37,900円	
	A-304				
曾保団地 (仁尾町仁尾)	3-2	2DK (簡易耐火2階建)	昭和48年	7,600円～13,900円	

申込ができる人(次の条件を全て備えている人)

- 市内に住所または勤務場所を有する人
- 同居の親族か、同居しようとする親族がいる人(婚姻の届け出はしていなくても、事実上婚姻関係と同じ事情にある人や婚約者を含む)
- (注)一定の条件を満たす場合、単身入居も可能です。詳しくは住宅課までお問い合わせください。
- 現に住宅に困窮していることが明らかになる人
- 市町村税等を滞納していない人
- 世帯の月額所得が基準の範囲内であること
- 申込者又は同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律)第2条第6号に規定する暴力団員(い)でないこと

入居の決定方法

入居者選考委員会により選考し、決定します。

入居予定時期 11月中旬

必要書類

- 申込書・申立書等(住宅課・各支所にあります)
- 住民票(入居予定者全員)、所得証明書・納税証明書(15歳以上で学生を除く)、その他必要書類

申し込み方法

10月1日(月)～16日(火)の午前8時30分～午後5時(土・日・祝日は除く)までに、必要書類を住宅課へ提出してください。なお、受け付けは申込期間中のみです。

▼問い合わせ 住宅課 ☎73・3045